

監査報告書

2026年 6月10日

学校法人 京都国際学園
理事長 金 政 弘 様

学校法人 京都国際学園

監 事 李 鐘 和 
監 事 李 南 榮 

私たち学校法人京都国際学園の監事は、私立学校法第37条第3項に基づいて、同法人の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)における業務及び財産の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、業務及び会計処理は適正かつ妥当であり、財産目録、貸借対照表、収支計算書は、いずれも学校法人会計基準に則って、正確に作成されていることを認めます。

以 上